

令和2年度佐久市文化ホール使用料助成事業 応募要項

【佐久市文化ホール使用料助成事業の目的】

佐久市文化ホール使用料助成事業は、新型コロナウイルス感染拡大により発表機会を喪失した芸術文化事業（イベント等）の再開の支援を目的とした事業です。

佐久市文化振興基金の運用益を活用し、芸術文化の振興並びに鑑賞の機会が拡大されるよう、「新たな指針」により開催する芸術文化事業（イベント等）に係る文化ホール使用料の一部を予算の範囲内で助成（割引）します。

1 対象施設

助成の対象となる施設は、文化振興を目的とし、400 m²以上の面積を有する次の市有施設です。

- (1) 佐久市交流文化館浅科 穂の香ホール
- (2) 佐久市佐久平交流センター ホール
- (3) 佐久市駒の里ふれあいセンター ホール
- (4) 佐久市市民創錬センター 大会議室

※ 上記ホール等のほか、付随して控室などとして使用する部屋も対象です

2 対象者及び対象となるイベント等

助成の対象となる者は、次に掲げる要件を全て満たしているイベント等を行う「市内に活動拠点を有し、かつ市民が含まれる事業者・団体・個人」です。

- (1) 以下に掲げるいずれかの芸術文化に該当するイベント等
 - ア 芸術（文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊等）
 - イ メディア芸術（映画、漫画、アニメーション等）
 - ウ 伝統芸術（雅楽、能楽、文楽、歌舞伎等）
 - エ 芸能（講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱等）
 - オ 生活文化等（茶道、華道、書道、国民娯楽、出版物等）
 - カ 文化財等（有形及び無形の文化財等）
 - キ 地域における文化芸術等（伝統芸術、民俗芸術等）

- (2) 助成対象者（主催者）において、新型コロナウイルス感染症の感染防止策を行うイベント等
- (3) 令和2年7月1日から令和3年3月31日の間に行われるイベント等
- (4) 広く市民を対象とするイベント等
- (5) 以下に掲げる事項に該当していないイベント等
 - ア 特定の個人・団体に対して行うイベント等
 - イ 学校が主催するイベント等
 - ウ 政治的・宗教的活動を目的としたイベント等
 - エ 公序良俗に反する又はそのおそれのあるイベント等

3 対象経費

助成対象となる経費は、イベント等の当日及び前日に係る次に掲げる経費です。

- (1) 会場使用料（会場となるホール等のほか、ホール等に付随して控室などとして使用する部屋の使用料も対象）
 - (2) 条例で定める附属設備等（ピアノ、照明等）の使用料
- ※ 冷暖房使用料は助成対象外です

4 助成（割引）額及び助成（割引）方法

助成額は、対象経費の3分の2以内の額とし、その額に100円未満の端数が出た時はそれを切り捨てた額となります。

なお、文化ホール等の窓口では、助成金の交付があったものとみなし、助成対象者（主催者）は助成金分を差し引いた会場等使用料をお支払いいただきます。

5 申請方法

助成を希望する団体等は、「佐久市文化ホール使用料助成対象者証明書交付申請書」のほかイベント等の概要が分かるもの（様式第1号～第3号）により申請してください。

また、申請書等は、原則として使用する文化ホール等へ提出いただきますが、教育委員会へ提出いただいても結構です。（提出しやすい方へご提出

ください)

6 事業の審査

申請のあったイベント等は、教育委員会が審査を行い、助成対象の可否を決定します。

なお、紛失等を避けるため、助成対象と認められたイベント等に対して交付する「助成対象者証明書」(様式第4号)の原本は、教育委員会が使用する文化ホール等へ送付し、助成対象者(主催者)には証明書の写しを送付します。

7 助成対象事業の表示

助成対象事業(イベント等)の印刷物には、「佐久市文化振興基金活用事業」と明示していただくほか、イベント等の開催中も、懸垂幕・横断幕等へ同様に表示いただくよう努めてください。

8 会場使用時の手続き

交流文化館浅科・佐久平交流センターを使用する場合は、使用時に「助成金代理受領委任状」(様式第4号)へ署名又は記名押印いただき、文化ホールへ助成金の代理受領を委任いただく必要があります。(駒の里ふれあいセンター・市民創錬センターは手続き不要)

9 助成事業実績報告

イベント等が終了したら、終了から30日以内に「事業実績報告書」のほかイベント等の実施内容が分かるもの(様式第5号～第6号)及びパンフレット又はポスター等(ある場合のみ)により報告してください。

また、実績報告書等は、原則として使用した文化ホール等へ提出いただきますが、教育委員会へ提出いただいても結構です。(提出しやすい方へご提出ください)

10 助成対象事業の変更又は中止

イベント等の内容変更又は中止する場合は、速やかに「事業変更(中止)」

承認申請書」を教育委員会に提出してください。

なお、「内容変更」とは、次のいずれかに該当する場合を指します。

- (1) 開催日時、開催場所の変更
- (2) 実施内容の変更

11 申請書類等について

申請等に必要な書類の様式は、教育委員会や文化ホール等で配布するほか、佐久市のホームページからもダウンロードできます。

なお、申請方法などを詳しい内容をご説明しますので、事前に教育委員会へご相談いただくことをお勧めします。

12 その他

- (1) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止策は、助成対象者（主催者）において「新しい生活様式」や関係団体が作成した「新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」に基づく対策を講じていただくほか、対象施設が定める利用条件を順守いただく必要があります。
- (2) 既にイベント等が終了しており、会場使用料を全額納付済みであっても、当該イベント等が助成対象事業に該当し、所定の手続きが行われた場合は助成金交付の対象となる場合があります。詳しくはお問い合わせください。
- (3) 助成金決定額の合計が予算額を上回った場合は、事業の実施期間中であっても交付を受けられない場合があります。
- (4) 申請書について、書類審査において記載内容や添付書類に不備などがある場合は、内容の修正や添付書類の追加提出をお願いすることがあります。
- (5) 佐久市文化ホール使用料助成事業の応募要項は、事業の実施期間中であっても内容を変更することがあります。

【お問い合わせ先】

佐久市教育委員会事務局 社会教育部 文化振興課 文化振興係
〒385-8501 佐久市中込 3056（佐久市役所南棟）
TEL：0267-62-5535 FAX：0267-64-6132
Mail：bunkasinko@city.saku.nagano.jp